

保税Tips

Vol.2

～外国貨物の誤搬出～

保税制度のHPも
見て欲しいワン！



2025.03

- 保税地域から外国貨物を搬出する場合は、許可書や承認書等、搬出の根拠となる書類（搬出関係書類）と現物を対査して、記号・番号・品名・数量等に相違がないかを確認してください。
- 外国貨物を搬出した場合には、記帳義務（当該貨物の記号・番号・品名・数量等）が発生します。

【事例 1：輸出】



事例 1・2 はどちらも非違に該当します。
発生原因と対策を考えてみよう！

① 作業員Aは、保管場所で搬出関係書類と外国貨物の対査確認を行い、搬出用荷揃えスペースに貨物を移動させた。

② 作業員Bは、荷揃えスペースで搬出関係書類と貨物の対査確認を行い、コンテナサイドに貨物を移動させた。コンテナサイドが狭かったため、一部の貨物をコンテナから離れた場所に置いた。

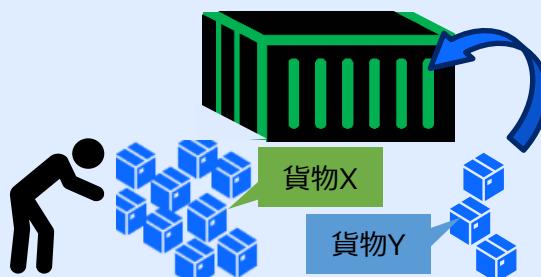
③ 作業員Cは、搬出関係書類と貨物の対査確認をせず、コンテナサイドにある貨物だけをコンテナに積み込んだ。



【事例 2：輸出】



※輸出許可済みである
貨物Yは別のコンテナ
にバンニング予定



① 作業員Dは、保管場所で搬出関係書類と貨物Xの対査確認を行い、コンテナサイドに貨物Xを移動させた。そのときバンニング作業が複数本同時に実施されており、貨物Xと同じ梱包形態の別の貨物Yが近くにあった。

② 作業員Eは、積み込むべき貨物が1種類であったことから、搬出関係書類とコンテナサイドにある貨物Xの一部のみの対査確認を行った。その後、近くにある同じ梱包形態の別の貨物Yをもコンテナに積み込んだ。

保税Tips

Vol.2

～外国貨物の誤搬出～

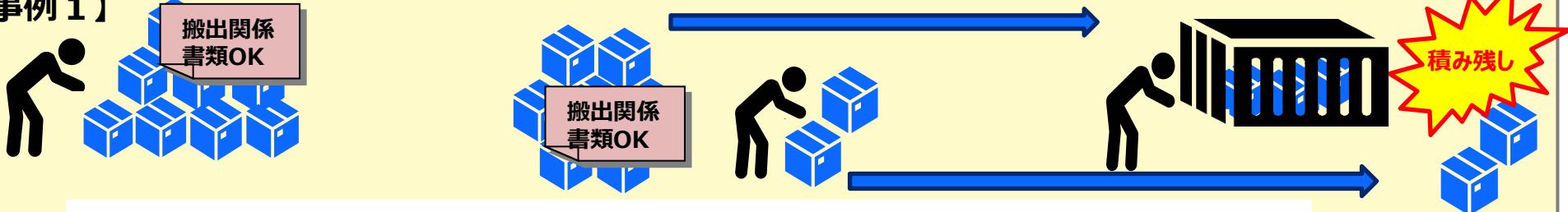
保税制度のHPも
見て欲しいワン！



2025.03

事例1「積み残し」、事例2「誤積み」とともに、実際に搬出した外国貨物と保税台帳に記載した内容（記号・番号・品名・数量等）が相違して記帳義務違反（非違）に該当しています！

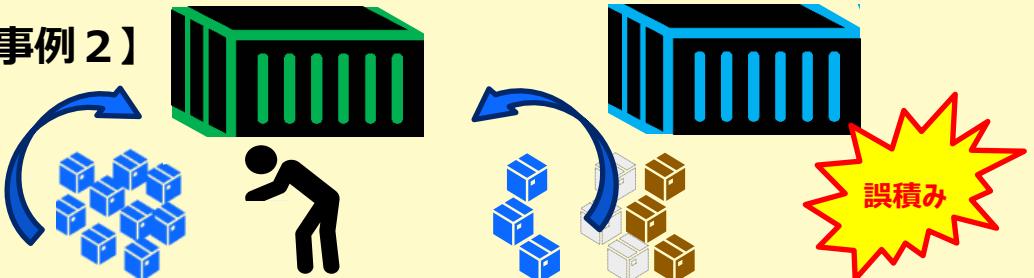
【事例1】



非違に繋がった原因の一例：

- 作業員Bは貨物の一部を作業手順とは違う離れた場所に置いたが、作業員Cに伝えることを忘れてしまった
- 作業員Cは作業員A、Bがそれぞれ貨物の対差確認を実施していたため、バンニング時の確認を省略した

【事例2】



非違に繋がった原因の一例：

- 複数のバンニング作業が同時進行していた
- 対査確認をしたのは貨物の一部のみで、全体の把握をしなかった

対策として

- 作業手順の見直し（スリム化）
- 同時作業の軽減（無理のない作業スケジュールで）
- コンテナサイドでのダブルチェック体制の構築
- 現場作業員に対する社内研修 も有効だね♪

それぞれの作業手順の重要度
(実施する意味) を理解しないとダメだよ！



【関係法令等】

- 外国貨物搬出に係る記帳義務：関税法施行令第29条の2 第1項第7号（指定保税地域、保税蔵置場）第50条第1項第7号（保税工場）、第51条の7 第1項第9号（保税展示場）、第29条の2 第2項第11号（総合保税地域）
- 処分点数：<事例1，2>関税法基本通達48-1 別表1 2.②（虚偽の記帳）：2点